

留守中に認知症の大が火事

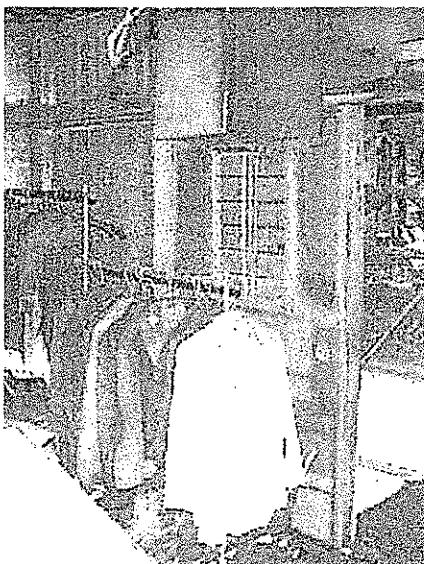
# 介護の妻に賠償命令

認知症の夫を家に残して妻が用事で出かけた時、火事が起きた。隣の家に燃え移り、裁判で賠償を求められた妻。判決は夫婦の助け合いを義務付けた民法の規定を当てはめ、妻に賠償を命じた。介護に明け暮れ、わざかに目を離したすきの惨事。その責任のすべてを妻は負わなければならないのか——。認知症5000万人時代、社会が支え合う仕組みを求める声があがる。

**大阪地裁判決**（谷口安史  
裁判官、5月12日付）によ  
ると、火災は2013年4  
月21日夕、認知症を患う当  
時82歳の夫と、妻(73)が暮  
らす大阪府内の住宅で起き

ら出入りして25平方㍍が火燐を受け、隣家の屋根と壁の一部に延焼した。夫が紙くずにライターで火をつけ、布団に投げたとみられると現場の状況から認定した。

夫は11年8月に認知症と診断され通院。警察は刑事責任能力がないと判断し



火災後の夫婦宅の一室—  
妻の代理人弁護士提供

月夫への監督義務を怠る

「夫は他人に危害を加えたことがなく、当日も落ち着いていた」と反論した。

から夫は認知症が進み、姉に「妻が死んだ」と電話するなど妄想による言動があるなどと指摘。民法752条の「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」という規定を踏まえ

夫は化粧製品会社の元営業マン。定年後は夫婦で卓球を楽しむ日々だった。その夫に異変が起きたのは火災の2年前。部屋で一点を見つめ、動かない状態が続いた。認知症だった。夫は「情けない」と嘆いた。妻は自宅介護を選んだ。一人息子を育て上げ、夫婦で歩んできた人生をま

「社会全体で救う制度を」 家族の会

認知症の人によるトラブルをめぐっては愛知県で07年、91歳の男性が徘徊（はいかい）中に列車にはねられ死亡した事故で、JR東海が遺族に振り替え輸送費などの賠償を求めた訴訟の一、二審判決も妻に賠償を命じた。

賠償責任の根拠は、夫婦の助け合い義務を定めた民法752条だった。この規定は戦後まもない1947年にできた。まだ家族の人数が多く、地域の絆も強かった時代だ。

「核家族化が進み、認知症患者を支える身近な人は限られるのが現実。民法の規定を機械的に当てはめ、過度に責任を課すのは酷

だ」と棚村政行・早稲田大教授（家政法）は言う。

（家族法）は呂づ。全国の当事者でつくる「認知症の人と家族の会」（京都市）も、賠償責任を本人や家族だけに負わせず、社会全体で救済する制度をつくるよう求めている。厚生労働省の担当者は「何らかの仕組みは必要だが、具体策の検討には至っていない」と話す。

厚労省によると、高齢者（65歳以上）の認知症患者は2012年現在462万人で、高齢者の7人に1人の割合。10年後には700万人に達し、5人に1人になると予想される。（阿部峻介）

「しかし、その最期も家で  
みどりたかった。そんな選  
択じと判決に否定された気  
がして、悔し涙が出る。  
——同じような境遇の人た  
ちの大勢いる。控訴審では、そ  
んな人たちの心を少しでも  
軽くする言葉がほしい」

「家でみとりたかつた

え、妻には夫が異常な行動をしないか注意深く見守る義務があったとし、夫を残して外出したことは「重い過失」と判断した。そのうえで、隣家の修理費143万円のうち弁償済みの100万円を差し引き、残り43万円の支払いを妻に命じた。妻は納得できず控訴し、審理は9月1日から大阪高裁で始まる。